

諮問日：平成29年10月12日（平成29年度（最情）諮問第56号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（最情）答申第69号）

件名：新任判事補研修における配付資料の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年度新任判事補研修における配付資料（開催案内は除くが、日程表、参加者名簿等を含む。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年7月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所の情報セキュリティ対策は、政府機関の情報セキュリティ対策に準拠しているところ、政府機関の情報セキュリティ対策については、内閣サイバーセキュリティセンターのホームページにおいて公開されている。そのため、別紙記載7の文書（以下「本件開示文書」という。）のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）については、その全てが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、裁判所における情報セキュリティの具体的対策、情報漏えい等のリスク、事故事例及び裁判所におけるIT整備状況に関する情報が

記載されている。これらの情報は、公にすることにより、裁判所のネットワーク機器の仕様、サイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあるから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、裁判所における情報セキュリティの具体的対策、情報漏えい等のリスク、事故事例及び裁判所におけるIT整備状況に関する情報が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らすならば、本件不開示部分を公にすることにより、裁判所のネットワーク機器の仕様、サイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成28年度新任判事補研修日程表
- 2 平成28年度新任判事補研修参加者名簿
- 3 「新任判事補に期待すること マインドの重要性」と題する文書
- 4 「新任判事補への期待～裁判について考える～」と題する文書
- 5 講演と意見交換「新任判事補への期待～裁判について考える～」資料①から④まで
- 6 平成29年1月20日付け講演と意見交換「新任判事補への期待～裁判について考える～」と題する書面
- 7 平成29年1月19日付け「裁判所における情報セキュリティとITについて（情報政策課からの説明）」と題する文書